

大館市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 12 日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所		日 時	令和7年3月12日（水）午後13時30分 開会			
		場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（19名）						
1 番	高坂 千悦	8 番	安部 幸美	15 番	浅利 瑞穂	
2 番	渡邊 久雄	9 番	斎藤 重春	16 番	阿部 重信	
3 番	岩澤 トシ子	10 番	石山 元一	17 番	畠山 繁司	
4 番	富樫 俊昌	11 番	小畑 美恵子	18 番	藤盛 久登	
5 番	伊藤 昇	12 番	嶋田 久美子	19 番	小畑 純市	
6 番	菅原 一成	13 番	藤原 信雄			
7 番	小林 大樹	14 番	渡邊 久留美			
3. 欠席委員の氏名（ 名）						
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし				
5. 出席した事務局 職員の職氏名		次 長	杉沢 英紀			
		係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員		5 番	伊藤 昇	6 番	菅原 一成	
7. 書記		工藤 学				

報 告 ・ 議 案	
報告第 4 号	農用地利用集積等促進計画（第 6 号）の認可について
報告第 5 号	賃貸借の合意解約通知について
議案第 13 号	貸借権設定の許可申請について（農地法第 3 条）
議案第 14 号	所有権移転の許可申請について（農地法第 3 条）
議案第 15 号	転用を伴う所有権移転の許可申請について（農地法第 5 条）
議案第 16 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 17 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
議案第 18 号	令和 7 年度大館市農作業標準賃金の設定について

係長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。また、本日は局長が議会用務のため欠席となりますので次長と私の方で進めさせていただきます。

はじめに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、議案審査に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、会長に議事の進行をよろしくをお願いいたします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要となります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号5番 伊藤 委員、議席番号6番 菅原 委員にお願いします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第5号まで一括して事務局から説明願います。

次長

事務局よりご説明いたします。1ページをご覧ください。

はじめに、本会主催以外の会議等の出席であります。2月20日(木)県北

地区農業委員会会長会研修会が八峰町で開催され、会長と会長職務代理が出席、2月25日(火)秋田県農業会議 第107回常設審議委員会が秋田市で開催され、会長が出席、2月26日(水)令和6年度市町村農業委員会地区別農地利用最適化活動報告研修が大館市で開催され、会長と阿部委員が出席しております。

以上となります。

続きまして、2ページをお開きください。

報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可について

大館市長から農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

3ページから内訳となっております。12月に行われた総会で可決されたもので、3ページと4ページが新規の18件、5ページが再配分の1件、6ページが所有権移転の4件です。

続いて、7ページをお開きください。

報告第5号 賃貸借の合意解約通知について

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

8ページの総括表の下段をご覧ください。

件数は85件、田の534,848.00㎡、畑の14,398㎡、樹園地の4,504㎡となります。

9ページからの内訳ですが、贈与するためが9ページNo.119～No.120の2件、売買するため9ページNo.121～13ページNo.129の9件、貸すためが13ページNo.130～36ページNo.192の63件、自作するためが36ページNo.193～37ページNo.194の2件、借人が経営規模を縮小するためが37ページNo.195～38ページNo.199の5件、耕作不便のためが39ページNo.200～No.202の3件で、借人が離農するためが40ページNo.203の1件となります。今回、貸すためが63件と多いですが、利用権設定が今年度で終了ということで、4月以降に期限

が切れる貸借について、3 条と中間管理機構での貸借で今月から貸し直しとするため、解約の件数が多くなっております。

報告は以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、議事に移ります。

議長

初めに、議案第 13 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

41 ページをお開き願います。

議案第 13 号 貸借権設定の許可申請について（農地法第 3 条）

農地法第 3 条の規定による貸借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

42 ページをお開き願います。

借受の事由は、経営拡張が 2 件、3 条貸借へ が 10 件で、田の 65 筆、畑の 1 筆、150,330 m²であります。

内訳は、43 ページのNo.15 から 47 ページのNo.26 となります。

No.15、No.16 が経営拡張、No.17～No.26 が 3 条の貸借となっております。

また、別添の農地法 3 条の調査書をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 13 号 について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 13 号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 14 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

48 ページをお開き願います。

議案第 14 号 所有権移転の許可申請について（農地法第 3 条）

農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

49 ページをお開き願います。

新規就農の 1 件、受贈の 1 件、市有地の譲渡の 1 件、経営拡張の 12 件、計 15 件で、田の 44 筆、畑の 6 筆、樹園地の 2 筆の 51,267 m²であります。

50 ページのNo.16 から 55 ページのNo.30 となります。

No.16 が新規就農、No.17 が受贈、No.18 が市有地の譲渡、51 ページNo.19 から経営拡張となっております。

また、別添の農地法 3 条の調査書をご覧ください。全ての件について、農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

以上ご審議、よろしくお願いいたします。

議長

議案第 14 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

7 番(小林 委員)

No.18 について、市有地の譲渡はなかなかないケースだと思うが、もう少し詳しく教えてもらいたい。

事務局（杉沢次長）

もともと譲受人が市から借りていた農地を、契約期間が終了するタイミングで、購入を打診されて売買になったものです。

7 番(小林 委員)

譲渡となっているが、お金を受け取ったものか。

事務局（工藤係長）

もともと譲受人が市から借りて耕作していた農地で、市でも面積が小さいということで、譲受人にお金を支払って買ってもらったものです。

7 番(小林 委員)

了解しました。

17 番(畠山 委員)

No.30 について、譲受人に夫婦だと思うが 2 人の名前がある。共有名義で農業をしているということか。

事務局（工藤係長）

もともと 1 人は農業をしているが、今回は夫婦の共有名義にしたいとのことで申請がありましたので 2 人の氏名を記載しています。

議長

ほかにありませんか。ないようですので、議案第 14 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 15 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

56 ページをお開き願います。

議案第 15 号 転用を伴う所有権移転許可申請について（農地法第 5 条）

農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転の許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見を求める。

57 ページをお開き願います。

転用に事由は、一般住宅の 1 件で、田の 1 筆、340 m²で、内訳は 58 ページとなります。事務局からは以上です。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.2 の現地調査の結果を議席番号 13 番の 藤原 委員よりご報告願います。

13 番(藤原 委員)

13 番の藤原 信雄 です。

議案第 15 号No. 2 について、去る 3 月 4 日に 14 番 渡邊 委員と事務局 1 名の 3 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請者は現在アパートに住んでおりますが、今後、家族が増えると手狭になると考え、条件に合う土地を探したが見つからず、譲渡人に相談したところ、実家の周辺にある所有地に建てたらよいと提案があったことから、譲り受けて一般住宅を建築するものです。

申請地は 59 ページの位置図になります。

この場所は、養牛寺から南東に約 300mにあり、住宅地の中にあり周辺農地が 10ha 未満の小集団の生産性の低い第 2 種農地ですが、積雪で現地を詳しく確認ができなかったことから、所有者から聞き取りや写真提供を受けたうえで、保全管理されていることを確認しました。

60 ページの配置図にありますように、転用にあたっては、55 c mの盛土をして、南側は市道の高さに合わせ東側、西側及び北側の法面は安定勾配をとり、緩衝帯を設け土砂流出を防ぐ計画です。

汚水や生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下とするため、特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、藤原 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 15 号 No.1 について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 15 号 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 16 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

61 ページとなります。

議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

62 ページをお開き願います。

令和 6 年度農用地利用集積計画（第 12 号）新規であります。

契約期間 1 年が 1 件、2 年が 2 件、3 年が 13 件、5 年が 4 件、6 年が 27 件、10 年が 90 件、田の合計面積 742,968.82 m²、畑の合計面積 46,873 m²であります。

続きまして、63 ページとなります。

同計画の再設定であります。契約期間 3 年が 11 件、10 年が 6 件、田の合計面積 111,665 m²であります。

内訳は、新規が 64 ページから 72 ページ、再設定が 73 ページから 74 ページをご覧ください。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

議案第 16 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議案の審議に参加できない案件については、個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

はじめに、議案第 16 号 新－607～新－616、新－621～新－668、新－671～新－681、新－683～新－724 及び新－726～新－743、再－253～再－269 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 16 号 新－607～新－616、新－621～新－668、新－671～新－681、新－683～新－724 及び新－726～新－743、再－253～再－269 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、新－617～新－620 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 7 番 小林 委員は退席願います。

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新－617～新－620 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 7 番 小林 委員は入室をお願いします。

議長

次に、新－669～新－670 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 4 番 富樫 委員は退席願います。

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新－669～新－670 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 4 番 富樫 委員は入室をお願いします。

議長

次に、新－682 及び新－725 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 19 番 小畑 委員は退席願います。

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新－682 及び新－725 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 19 番 小畑 委員は入室をお願いします。

議長

議案第 16 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 17 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

75 ページをお開きください。

議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
農用地利用集積等促進計画（案）について、大館市長から意見聴取依頼があったので、意見を求める。

76 ページをお開きください。新規の総括表となります。契約期間 10 年が 194 件となっておりますが、総会前に諸事情により取り下げがありましたので、こちらを 190 件に訂正をお願いします。

訂正に伴う面積の変更ですが、田の面積 2,282,471.78 m²を 2,240,069.78 m²と訂正願います。畑の合計面積 48,292.24 m²は変更ありません。それに伴い、10 年の合計面積を 2,288,362.02 m²と訂正願います。

77 ページが権利の移転の総括表となります。

契約期間間 1 年が 3 件、4 年が 1 件、14 年が 1 件、田の合計面積 32,537 m²であります。

78 ページが所有権移転の総括表となります。

1 件で田の合計面積 17,465 m²であります。

内訳については、新規が 79 ページから 90 ページとなっておりますが、取り下げ箇所をご説明いたします。82 ページの 6 行目、新-101 が取り下げ、83 ページの下から 4 行目、新-126 の権利を設定する土地の田が釈迦内字上清水 20 の内 外 160 筆に訂正、面積が 151,497.00 m²に訂正願います。85 ページの下 2 行、新-162 と新-163 の 2 件が取り下げとなり、88 ページの 4 行目、新-201 が取り下げ、8 行目、新-205 の権利を設定する土地が二

井田字中阿久津 105 外 49 筆に訂正、面積が 35,578.00 m²に訂正願います。

また、権利の移転の内訳は 91 ページ、所有権移転の内訳は 92 ページとなります。

利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長

訂正については大丈夫でしょうか。良ければ議案の審議に移ります。

議長

議案第 17 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、議案の審議に参加できない案件については、個別に退席して頂いて審議したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長

はじめに議案第 17 号 新-45～新-200 及び新-206～新-238、権-27～権-31、所-9 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 17 号 新-45～新-200 及び新-206～新-238、権-27～権-31、所-9 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、新-201～新-205 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 19 番 小畑 委員は退席願います。

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新－201～新－205 について原案のとおり決してご異議
ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 19 番 小畑 委員は入室をお願いします。

議長

議案第 17 号について、異議なしと認め、原案どおり許可相当と決するこ
ととし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 18 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

次長

93 ページとなります。

議案第 18 号 令和 7 年度大館市農作業標準賃金の設定について

令和 7 年度大館市農作業標準賃金を次のとおり設定することについて意
見を求める。

94 ページをお開きください。

内容については、「令和 7 年度大館市農作業標準賃金表（案）」のとおり
で、2 月 10 日開催の農業振興小委員会において内容が検討され、同日の農地
パトロール報告会の前段で報告・協議のうえ議案となったものであります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

議案第 18 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

7 番(小林 委員)

コンバインの作業の金額について、同等の作業と考えたときに、稲刈りと

脱穀と粃運搬の作業をあわせた方が安い。別々に作業した場合は、高くなる
と考えるがどうか。

事務局（工藤係長）

前年度単価に 5%を上乗せしたというのが基本的な考えで、計算方法としては消費税を抜いた金額に 5%を上乗せして再計算した額となる、という説明を 2 月 10 日開催の農地パトロール報告会で説明して了解いただいて今回の総会に提案している。

7 番(小林 委員)

金額の良し悪しでなく、作業の内容と金額が合わない考え方について聞きたかったところです。

毎年最低賃金があがっている。今年は米の売値が高かったので良かったが、この先単価が下がると人に頼んで作業するのが大変になる。頼まれた方は多くもらえていいと思うが、頼む方は経営が負担になる。今後どのように考えたらよいのか聞きたい。

今年は米価が高くて問題ないが、元に戻さなければならないということも言われていて、経営は厳しくなる。農業委員会としても、米価は今の価格が標準であることを何かの機会に意見発信して欲しい。

議長

米価についてはいろんな意見があると思います。各機関でも検討されていると聞いていますので、情報が届き次第伝えてまいります。議案について審議します。

議長

ほかにありませんか。ないようですので、『議案第 18 号』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

次長

95 ページをお開きください。当面の行事予定となります。

本会主催以外の会議等は、3月21日（金）秋田県農業会議 第108回常設審議委員会、第43回理事会が秋田市で開催されます。4月1日（火）人事異動職員辞令交付式、大館市功労者表彰式が大館市で開催されます。4月14（月）農業委員会4月定例総会がありますが、農業委員会合同会議が開催されます。資料作成後に案内が来たため記載がありませんが、3月26日（水）JAあきた北 令和6年度臨時総代会が大館市で開催されます。大館市で開催されます。

以上となります。

議長

3月13日（木）大館市認定農業者の会 総会及び研修会の案内あり、所用で会長が出席できなかったものですが、職務代理の都合が付きましてので出席していただくことになりました。

この件とあわせて、ただ今の行事日程について何か質問等ありませんか。

7番(小林 委員)

日程に、4月の歓送迎会が記載されていないがやらないということか。

事務局（工藤係長）

日程については、会議等を記載しています。この機会を借りて歓送迎会は開催することをお知らせします。

議長

ないようですので、事務局からなにかありませんか。

議長

ほかに何かありませんか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただいたことに感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、大館市農業委員会総会を閉会といたします。

午後 14 時 35 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 3 月 12 日

議 長

議事録署名委員 5 番

議事録署名委員 6 番
